

定例庁議次第

令和7年9月30日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

(1) 小切手の廃止に伴う公営企業会計における支払い方法の変更について

(上下水道課 永井課長)【資料番号1】

5. 議案事項

なし

6. その他

7. 閉会

9月30日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【2. 報告事項】
- 公 開【1. 公開】
- 概要説明【1. 要】

付議者 上下水道課長 永井勇一郎

【件 名】

小切手の廃止に伴う公営企業会計における支払い方法の変更について

【目 的】

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」では、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組みを促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、それを受けて全国銀行協会では「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げている。

この政府・産業界・金融界が一丸となった取組みとして、2026年3月31日（火）をもって、手形帳・小切手帳の新規発行受付を終了すると、群馬銀行から町に対して申し出があった。

現在、公営企業会計では支払いの際に小切手を振り出しているが、普通預金では小切手を利用できないため、支払いの都度、普通預金から当座預金に振込資金を移し替えなければならない。また、小切手帳自体が高額であることに加え、紛失や盗難のリスク、チェクライターによる印字、押印等の事務負担もあるため、この機会にインターネットバンキングによる口座振替に変更するものである。

【概 要】

地方自治法第232条の5第2項では、地方公共団体の支出に関して小切手以外の支払い方法として口座振替による支出も認められている。また、地方自治法施行令第168条の3第2項では、小切手以外の方法で公金を支出する場合、会計管理者の通知に基づかなければならないと規定されているが、インターネットを経由してインターネットバンキングによる口座振替での支出を指示することは、同項の「会計管理者の通知」に該当するものとされている。

本町では、既にインターネットバンキングの一種である VALUX（ぐんぎんマルチバンクサービス）によるデータ伝送機能を利用しているため、当町の指定口座から口座振替で支払うことを予め銀行側に依頼しておくための「総合振込資金（又は給与振込資金）口座振替依頼書」を提出することによって、小切手の振り出しは必要なくなると群馬銀行側からは提案されている。

上下水道課では、現在使用している小切手帳の在庫が年内で終わるため、年内中に口座振替依頼書による支払い方法に切り替える方針である。

【備 考】